

郡山市告示第 419 号

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 231 条の 2 の 3 の規定に基づき「指定納付受託者の指定に関する件」（令和 4 年郡山市告示第 413 号）及び「指定納付受託者の名称及び住所の変更の件」（令和 7 年郡山市告示第 298 号）により告示した指定納付受託者について、次のとおり指定の内容を変更した。

令和 8 年 1 月 8 日

郡山市長 椎根 健雄

1 指定納付受託者の名称及び事務所の所在地

東京都港区芝浦三丁目 1-1 田町ステーションタワー N 19F
SP.LINKS 株式会社

2 変更する事項及び内容

事項	内容	
	変更前	変更後
指定納付受託者が行う納付事務に係る歳入等	証明書等発行手数料	証明書等発行手数料 東山靈園使用料 各種申請、届出、証明等に 係る手数料等

3 変更をした日

令和 7 年 12 月 22 日